第15回三重県産材利用促進に関する条例検討会(議事概要)

日 時:令和2年12月1日(火)10:00~12:00

場 所:議事堂6階 601特別委員会室

出席者:三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料:第15回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料1 条例の対象について(正副座長案)

資料2 具体的施策に関する規定について(正副座長案)

資料3 条例素案(正副座長案)

田中座長

ただ今から、第15回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

本日は、従前からの課題となっている「条例の対象」をどうするかということと、 条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかということについて、正副座 長案をお示しした上で御議論いただき、併せて「条例素案」の作成に向けて、その正 副座長案を基に検討いただきたいと思います。

それでは、資料1及び資料2として、「条例の対象について」と「具体的施策に関する規定について」の正副座長案を作成するとともに、それらを踏まえて資料3として「条例素案」の正副座長案を作成いたしましたので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料に基づいて順次説明させていただきます。まず、御手元の資料1を御覧いただきたいと思います。これは「条例の対象について」の部分でございます。 四角囲みの中でございますが、「条例の対象は「木材」(外国産材を含む木材全般)とする。ただし、木材の中では「県産材」の利用を優先的に促進することをより明確に位置付ける」としております。

その下、理由等でございます。

1つ目につきましては、「川上」の視点から「三重の森林づくり条例」において、既に「県産材の利用の促進」が位置付けられていることに沿いまして施策も推進されているという中でございますので、今回の条例におきましては、「川下」の視点から、まずは、県民等に他の素材ではなく、木を使ってもらうよう、木材利用の裾野を広げることを目指していくことが「三重の森林づくり条例」との役割分担の観点からも適当ではないかというところでございます。

2つ目でございますけれども、近年、木材を使うことが心身にもたらす好ましい影

響についての研究成果が続々と明らかになっている中で、県産材に限らず、木材を積極的に使うことによって、快適で豊かな県民生活の実現につながることが期待されるということ、この点につきまして、現在の「たたき台」におきましても「前文」や「目的」で盛り込んでいるところでございます。

3つ目でございますが、県境に近い地域における隣接県産材をはじめとして、県内でも県外産材が多く流通しているという実態がありまして、県内調査等において木材産業事業者等からは、県産材にこだわることなく木材の利用の促進を図ってほしいという声が少なからずあったというところでございます。

その次でございます。条例の対象を「県産材 + 県内で加工された木材」等とする場合と比べまして、県民への利用の呼びかけがしやすい、あるいは県民にとってもわかりですいというふうに考えられるというところでございます。

その下でございますが、法律に基づく「みえ公共建築物等木材利用方針」、これと対象が同一となるところでございますので、今回の条例で改めて位置付けをして、内容をバージョンアップするということが可能になるというところでございます。

その下2つにつきましては、理由というよりは「たたき台」の修正の方向性を示したものでございますけれども、「木材」の中では「県産材」の利用の促進を優先することを「題名」「前文」「基本理念」「利用方針」等の項目に明記して、現在の「たたき台」よりも強く打ち出すということ。また、ウッドマイレージの考え方を「基本理念」に盛り込むことにより、外国産材が利用促進の対象として木材の中で最も優先されないこととする一方で、県境に近い地域においては、県産材とともに隣接県産材も利用促進の相対的な優先対象となることが明示されるということでございます。

一番下につきましては、現在の「たたき台」で使用しております「県産材等木材」という用語について、県産材以外の木材があたかも「県産材」に類するものかのように受け取れるおそれがあるということでございますので、この言葉につきましては、条例上の用語としては使用しないというふうな方向でございます。

続きまして、資料2でございますが、これは「具体的施策に関する規定」に関する 資料でございます。条例に位置付けた理念を実現するための具体的手段の方向性を示 すため、「具体的施策に関する規定」を盛り込むということ。

2つ目でございますが、ただし、執行部が柔軟に対応できるように、施策内容を詳細に規定することはせず、「たたき台」の「県の責務」 から として検討した内容を基本として、「川下」の視点からの施策を中心に、包括的に「木材の利用の促進」に関する施策に関する事項を列挙する規定を設けるほか、「県の率先利用」、「森林教育、普及啓発等」及び「顕彰」の規定を設けるということ。

3つ目でございますが、「木材利用促進月間」及び「県産材の利用を通じたもりづくりの推進」については、「三重の森林づくり条例」との棲み分けに鑑みまして、今回の条例では規定をしないということでございます。

では、資料3を御覧いただきたいと思います。これは条例素案(正副座長案)というふうに表示をさせてもらっておりまして、前回お示しした条例の「たたき台」の修

正案から先ほどの方針を踏まえまして、修正をしたものでございます。1ページから5ページまでは修正を反映したものになっておりまして、その次6ページ以降がその修正部分を見える形で表示をしたバージョンになっております。

この6ページ以下のところで修正部分について御説明したいと思います。まず全体的な話でございますが、前回お示しした修正案では「県産材等木材」という用語を使っておりましたが、先ほども御説明させてもらった通り、それは使用しないということでございます。

まず、条例の名称でございます。「三重県県産材をはじめとする木材の利用の促進に関する条例」というふうな形で、「木材」の中では「県産材」の利用を優先的に促進することを明示するというふうな趣旨でございます。あと、ウッドファースト条例ですとか、木づかい促進条例のような名称というのは、また正式名称とは別に愛称というような形で御議論いただければというふうには思っております。

続きまして前文のところでございますけれども、2つ目の「・」のところで、赤字になっておりますが、2行目のところ、「県産材をはじめとする木材(以下単に「木材」という。)」という表現で、条例の中では「木材」という表現を使わせていただくのですが、それはすべからく「県産材をはじめとする」という趣旨を含むというふうなことで、ここで定義ではないのですが、言い換えをしておるというところでございます。これ以降に出てきます「木材」というのは、全て県産材をはじめとするというふうな趣旨を含んだものと御理解いただければと思います。以下、この赤字のところがそのような修正をした部分になります。

前文の一番下の「・」でございますけれども、ここはウッドファースト社会の実現に関することを記載した部分でございますが、最後の2行のところで、「木材、その中でも特に県産材を優先して利用する社会を実現することを決意」するということで、ウッドファースト社会の中でも特に県産材を優先したウッドファースト社会というふうなところを記載したものでございます。

それから、次の7ページ、第2の「定義」のところを御覧いただきたいと思います。 (2)としまして、以前は「県産材等木材」についての定義を置いておりましたが、先ほど「県産材をはじめとする木材」というふうな形で置き換えをしておりますので、この定義自体は不要となって削除しております。

続きまして、第3の「基本理念」を御覧いただきたいと思います。ここは基本的に「たたき台」のときから変更はございませんけれども、(1)としましては、まず県産材の優先的な促進を謳っておりまして、(2)としましては、ウッドマイレージの考え方を明らかにしているというところでございます。

その下、第4の「県の責務」でございます。内容は次の8ページをご覧いただきたいと思います。従来「県の責務」としまして、からに掲げるようなことを謳っておりましたが、この部分につきましては施策として規定するというところで、この部分につきましては削除させていただいております。

その8ページの下、第7の「森林所有者等の責務」と第8の「林業事業者の責務」

の部分でございますが、これは、前回ご議論いただきましたように、「安定的な」というふうな言葉を削除してございます。

続きまして9ページを御覧いただきまして、「第 13 木材利用方針」の部分でございます。 の木材利用方針で規定する事項についての部分でございますが、具体的施策に関する規定を設けるというふうなことに併せまして、表現の修正を行っております。 それから、その下、 でございますが、これは新たに追加をした部分でございまして、木材利用方針の中で具体的施策に係る事項を定めるに当たりましては、県産材の利用を優先的に促進することを基本とすることを明記してございます。

その下、 でございますけれども、これも新しく追加したものでございます。前回 御議論いただきましたように、木材利用方針において定める目標につきましては、定 量的に定めるように努めるというふうなことを明記してございます。

それから、一番下、新しい となっておりますけれども、木材利用方針に基づく施 策の実施状況について、議会としてもチェックが必要というふうな趣旨の御意見があ ったかと思います。これにつきまして、施策の実施状況について議会へ報告をすると いうことを明記してございます。

次のページでございますが、第 14 から第 17 につきましては、具体的な施策に関する規定として新しく追加をした部分でございます。「第 14 県の率先利用」でございますが、これは従来「県の責務」・ として書いておった内容でございますけれども、工作物等につきましても県のすることですので、県産材を原則とすべきというふうな御意見があったことを踏まえまして、 におきましては、「県は、その整備する工作物等において、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない」というふうな規定にしております。

「第 15 木材の利用の促進」でございます。これも従来の「県の責務」の をベースにした内容でございます。(1)につきましては、社会福祉法人等が整備する福祉施設等の県以外の者が整備する公共建築物における木材の利用促進を謳っております。(2)につきましては住宅とか社屋等、公共建築物以外の建築物における木材の利用促進を謳ったもので、(3)につきましては、家具とかバイオマス利用とか、そういう建築物以外の分野における木材の利用推進について規定をしたものでございまして、これで網羅的に木材利用の促進を位置付けしておるというところでございます。(4)から(6)は個別的な取組となっておりまして、(4)は研究とか技術の普及、それから(5)につきましては人材の育成と確保、(6)につきましてはブランド化等の県産材の魅力の向上の促進その他の県産材の国内外への販路の拡大を規定しております。

その下「第 16 森林教育、普及啓発等」でございますけれども、これは従来の「県の責務」の をベースとした内容となっておりまして、「教育関係者等の責務」でお示しをしました「森林教育」という用語を明記しております。後半部分では従来、県民及び事業者の協力を求めるというふうな表現にしておりましたが、県民運動的なことの促進を図るというふうな御意見もあったというところで、そういうニュアンスを持たせるように表現としまして、「木材の利用の促進に向けた県民及び事業者の気運

の醸成に努めなければならない」という表現としております。

その下、「第 17 顕彰」でございますが、委員意見を踏まえまして、新たにこれを設けておりまして、「県は、木材の利用促進に関し特に優れた取組を行った者を顕彰するよう努めなければならない」という規定としております。

一番下、附則でございますけれども、施行日につきましては条例の年度内成立を前提として、切りよく令和3年4月1日から施行というふうにしておりますが、「第13木材利用方針」の部分につきまして、執行部のほうで施行後、検討していただくというふうなこともございますので、6か月後の10月1日から施行というふうな形で整理をしております。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。それでは、まず「条例の対象について」、また「具体的 施策に関する規定について」の正副座長案について、その方向性に関する賛否を含め、 委員の皆さんから御意見、御質問があれば、よろしくお願いいたします。

中瀬委員

いろいろ意見のある中で、正副座長については、まとめ上げていただいたことにまずは感謝申し上げたいと思います。

その中で、自分として中々説明や理解ができないところが色々ありまして、そのことについてお伺いしたいと思います。理解できていないところは、県民の皆さん方に説明できないということがありますので、確認をさせてください。

まず、条例の対象について、資料1のことですが、「木材」については、外国産材を含む木材とする一方で、県産材の利用を優先するということで、何か矛盾しているように思うのですが、どうですか。

そして、県境に近い地域における隣接県産材も含むということですが、県境に近いとは、三重県に隣接している6県のことを言うのか、その確認をしたいと思います。 それから、ウッドマイレージという発想で、近隣ということを言われていますが、 距離的なことが利用するのに重要なことであると考えているのか、まずはお伺いした いと思います。

袖岡政策法務監

まず、矛盾というふうな部分の御意見だと思いますが、木材全般を対象とする中でも優先順位をつけてやっていくというふうな趣旨になっているかと思いまして、ここにもありますように、ウッドマイレージという考え方もございますので、外国産材は一番優先順位が低い。その次に、あとは近い順番にやっていくと。一番優先すべきは県産材で、あと、例えば、隣接県産材であったり、国内産材であったりとか、そういうふうな順番があるというふうに理解しておりまして、矛盾ではないのかなと思うところでございます。

それから、県境に近い部分というふうなところにつきましては、おっしゃるように、 熊野であれば和歌山ですとか、そのように三重県に接するところから産出される木材 というふうなイメージを持っておるところでございます。

あと、ウッドマイレージの話は、要は、環境とも関係する部分かと思いますけれども、例えば、外国から運んでくると船とかを使う中で燃料が消費されるとか、そういうふうな意味で別のエネルギーが生じるというふうなところで、それであればそういうのが少ない、近いところから産出されたものを使うのが環境的にも良いというふうな趣旨かと思われます。

中瀬委員

前にちょっと言ったことがあるのですが、三重県は、北から南まで非常に長い県であるということがあって、北から見れば滋賀県とか岐阜県が隣接していて近い。岐阜県の一番遠い富山県側も岐阜県とみなせば、長野県や山梨県や静岡県や富山県、石川県というのも一緒の距離範囲に入ってきます。そうなってきたときに、ウッドマイレージという考え方があれば、そういうところまでみなすのか。例えば、和歌山県に近い県境から見れば、京都府は兵庫県に近い日本海側もありますから、兵庫県や香川県、徳島県、高知県というところもウッドマイレージの考え方からいくと、隣接する県と対等になる可能性がある。そうした中で、三重県の議会が促進していく条例の中に、そういうあやふやなことが謳われるということ自体どうなのかという思いがまずはあります。

木材全体を使おうという話は、国が推奨するということであれば僕は全然問題ないと思うのです。ただ、木材と言えば、国が推奨すれば、国内も国外も含んだ木材になると思うのですが、三重県議会として利用しようという木材が、今言っているような県境を含むというところまで入れていく必要があるのかなという思いがあります。あくまでも三重県の農林水産業とか地産地消という問題であります。そういうところに議員としては、もっと追求する必要があるのではないか。そういうことを片や推奨している中で、近隣県もOKよということは中々理解を求めることができにくいかなと思います。地産地消ということは農業関係の問題や水産についてはよく言われておりますが、最近は林業についても随分言われているところがあるので、そういう観点からすると、中々県境というと関東に近いところから四国までも含めた木材全般を対象にするというのはどうなのかという思いがあるのですけれども、その辺をきっちり説明していただければいいのですが。

袖岡政策法務監

これは私からお答えすべきかということはありますが、これまでの御議論の中では、まずは木材全体の消費を上げていくことをしないと、県産材まで至らないというふうな御意見もあったかなというふうに思っておりまして、そういう趣旨で御議論いただいた内容というものを整理させていただいたところでございます。

中瀬委員

私らもいろいろ視察とかをさせていただいた中で、県産材を使わない理由の中に価格の問題であったり、物流の問題であったり、規格の問題であったりということが言われています。一般消費者が家を建てるときに、県産材にしてほしいと言ったら、値段が高いからできないとか、こういう規格は県外産材でないとできないという問題や、施工する会社についても現物がなく高くなるというようなことが言われているということがある。そうであれば、例えば、県産材を安く供給できる仕組みというものを条例の中に持っていくとかいうことを考えた方が僕はいいのではないかと思います。ただ、この条例がもし成立すると、近隣の近い生産県から安い木材がどんどん入ってきて、その木材を使ってもこの条例は成立するというふうになるのではないかという思いがあります。県産材が将来伸びていくということにはかえってならないのかなと。県外産材を容認してしまうわけですから、もっと製材の進んだ他県の木材が入ってくる可能性があるのではないかという思いがあります。そうなったときに、三重県の林業はどうなるのかと。三重県の3分の2は森林に包まれていて、その中で40年、50年経った木がたくさんあるので、それを何とか使っていく方法を考えないといけないのではないかというのが元々の発想にあると思いますが、わざわざ県議会議員が作

る条例で、よそのことまで認めてしまうと、その辺が非常にぼやけてしまうというか、 自分で自分の首を絞めるような思いがあります。その辺について、このことがいいと

いう人が説明していただけるとありがたいのですが。

田中座長

今までの話の中で、県産材だけでは建物ができないということで、外国産材も中には使わないといけないという話があったと思います。そのような中でも県産材は優先するという話になったのですけれども、例えば、熊野では、同じ山がずっと続いている中で、どこまでが三重県でどこからが奈良県なのかという話もある中で、奈良県の木材を隣県ということで取り扱わないのはどうなのかというような議論がこれまで出たと思いますので、あえて遠いところではなくて、隣接するところで、という意味で私はこの条例を理解しています。あと、県内でもわざわざ熊野から桑名まで持っていくのではなくて、桑名に隣接する県の近くの木材を使ったらどうか、そのような意見が今まで出たと思うのですけれども、その辺はどういうふうに理解されているのですか。

中瀬委員

僕は、近いということでよそから物を持ってきて使うということであれば、条例を作る必要はないと思います。今までと一緒のことですから。今までどうして県産材が一般の住宅に浸透しなかったのかということを考えていかないと、将来的によくないのではないかという思いがあります。桑名とか四日市の民家を建てるときに、尾鷲や

熊野の木を使って建てたら、三重県としてもいいし、利用者も利益があるよ、という 仕組みを考えたほうがいいのではないかなと。四日市、桑名は岐阜県が近いし、長野 県が近いから、そっちから木を持ってきて作ったほうがいいよという条例になってい くことが問題かなというふうに思います。

今井委員

私もしっかりと県産材の利用促進を図っていく条例にしないといけないという思 いで基本的に中瀬委員と最初は一緒でした。それからいろいろ勉強させてもらったり、 現場を見に行かせてもらったりして、先ほど座長や中瀬委員が言われましたけれども、 県産材を使いたくても使えない部分もあるということなどを教えてもらいながら、基 本的には中瀬委員と私は一緒ですが、逆に私は腹に落とさないといけないなと思いま した。腹に落としたと思うのは、今回作る条例案を基に、基本的に、正副座長がまと めていただいたこの「木材」というのに今は賛成の立場でお話をさせてもらいますけ れども、中瀬委員が言っていただいたような県産材を、まずは県民の皆さん、また、 県も含めて行政で木材を今まで以上にしっかり使っていきましょうと。その中で、本 来、県産材を使ってもらいたいですが、どうしても価格の問題、様々な技術的な問題 で使えないところを、今後、県産材を使っていってもらうために、この第 15 のほう で技術の普及であるとか、他のところでも人材の確保、人材の育成とか、そういった ことを進めていく中で県産材に誘導していく。県産材を今以上にしっかりと使っても らう。しかし、県産材というのは本当に最優先で使ってもらいたいですが、現状とし て、条例で、完璧にそれに変えることはできないけれども、中瀬委員の御心配いただ いていることをしっかりとこの条例を使って、県産材に政策誘導していくと言ったら 変ですが、まずは、木材をしっかり使ってもらうということ。そして、現在の供給環 境をしっかり県産材をもっと供給していけるように、様々な木材の利用の促進等、県 の方にも頑張ってもらって、技術開発等も民間の力も活用しながらやっていく中で、 県産材の割合を増やしていくというための条例であるというふうに私はちょっと腹 に落としたというところであります。私も元々、木材屋の息子ですから、県産材を使 ってもらいたいですけれども、やはり今の段階でやるべきことは、まずは木材を県民 の皆さんにもっと愛してもらいながら使ってもらう、そして今、県産材がどうしても 使用不可能なところに関して使用可能になっていくように、この条例を基に各関係機 関の協力、また、行政の積極的な努力をいただきながら県産材に誘導していくという 形で、私は理解をしようとしております。

中瀬委員

条例の本文の中で、自分としては少し理解できないところがありまして、「第 19 財政上の措置」に、「県は、木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる」とありますよね。今、この規定で言われる「木材」は、三重県以外の木材も入った木材だと規定されますよね。ウッドマイレージっていうことも、

例えば、日本の裏側のブラジルやアメリカから来る木材が一番遠くて、中国や韓国から来る木材がウッドマイレージからいくと近いので問題ないという発想にならないのかなというのがまず一つと、木材の利用に関して他県の情報を見ていると、いろいる県が予算を作ってやっているところがありますよね。家を新築したら、県産材を使ったら、どれだけ補助しますという項目があります。三重県はやっていないですが、もし三重県が補助をすると言ったときに、三重県民から集めた税金をよその県から来た木材、例えば 100%としますよね、そういうところに充てることが可能なのかどうかということが心配になります。

それと、公共建築物については県内産を使おうというふうになっていますよね。今は県内産が非常に高いということが言われています。公共だから高くても使いなさいと、普通だったら 100 でできることが、県内産を使うことによって 150 の金額になってしまう場合であっても使わないといけないのかというふうになったら、県内産を使うことで県民の負担が増えるということになりますよね。そのことが本当にいいのかなという思いがあります。ですから、そういうところがこの条例から見ていくと、安くても高くても使わないといけないとか、よそのものでも金を出すよということになっていかないのかなという思いがあるので、その辺どなたか説明していただければというふうに思います。

田中座長

補助金絡みということで、執行部何か御意見あればお願いします。

横澤課長

まず、補助金の話の前に、この条例の執行部側としての理解から説明させていただければと思いますけれども、この条例は、2段構えになっている条例に今、案としてはなりつつあるのかなというふうに理解しております。2段構えと申しますのは、まず、県以外のいろんな多様な主体について、木材一般について使うという県民運動を巻き起こそうというきっかけとしての条例の部分が1か所あるというのと、あと、もう一つの段階というのが第13であるとか第15にあるように、県として県産材の利用の促進を図っていくためにしなければならないことを規定していると、2つの要素から成り立っている条例になっているのかなというふうに理解しております。

その場合に、第 13 については、今回 9 ページ という項を追加していただいておりまして、県が何か施策をするときは県産材の利用を優先するようにというふうに規定されているということで、皆さんが木を使っていただくときには、木材一般というものを使っていただきたいと。それは入口としては間口を広げておいたほうが良いという判断からそういうことになっていると思いますけれども、県が何らかの支援なりをするときは県産材を優先しましょうという、そういう棲み分けはできているという点で、中瀬先生の御懸念は、ある程度解消されるのかなというふうに理解しております。県の施策の在り方として、三重県産材がより皆さんに選ばれるような支援策とい

うのを第 13 なり第 15 なりというのにのっとってやっていくというのが在り方かなと思っています。

最後の「財政上の措置」について「木材」というふうに書かれておりますのは、第 13、第 15 に書かれているものも含めて全体にかかっている規定ということになっていますので、皆さんが木材を使うということの県民運動を県として進めていくための施策にも使えるようにしておく必要があるとすれば、ここは「木材」のほうが適当かなと思っています。

補助事業をどう組んでいくかという話になりますけれども、補助事業それぞれの目的といったところから自ずと県産材にするのか、少し熊野とかの木材産業といったところも含めて考えると少し広げるのかというのはあるかと思いますが、県民の皆さんからいただいている税金を使って県が施策を打つ以上、その税の予算の効果が可能な限り県内、あるいは県内からなるべく近いところで発現されるように政策設計をする。それを執行部としては提案をして、議会でもきちんと議論していただくということになりますので、この条例ができたからといって、すぐに長野の一番端のようなところの木材も含めた支援策というのを県が打っていくということにはならないだろうと思いますし、我々としてもそのようなことをしようということは考えておりません。以上でございます。

中瀬委員

「ならないだろう」とか、そういうことは憶測であって、こういう条例がある以上はそういうことを求めてすることも可能だということですよね。県産材だけを利用促進するのであれば、そういう問題は発生しないと思うのですが、隣県の木材でもっと低価格でやっている県があれば、そういうところに三重県が太刀打ちをしていかないといけないですよね。そうなった時に、今、価格の問題とかありますが、そういう問題が現状ある中で、果たして条例にのっとっているからOKだと言われたときに、何も反発できないところがあるのではないかなと。今、ホームセンターを見てみると、四国のどこどこの木と大きな看板がついて出ています。例えば、それは安いから、ホームセンターにとっては、そういうものを入れざるを得ないところがあるけれども、県の条例で三重県産材を有効にもっと使いましょうっていうことが定められていれば、そういうところへも県産材が入っていく可能性があると思うのですが、今言うように競争原理だけで働いていくと、三重県は負けてしまうような気がします。ここには地産地消は入らないのですかね。地産地消は、国も進めている政策だと思うし、県も進めているし。

田中座長

関連しての質問ということで、杉本委員。

杉本委員

「県産材をはじめとする」というところで、地産地消の考え方は入っていると思います。全体的に今の正副座長案には賛成という立場で話をさせていただきたいですけれども、少し戻るかもわかりませんが、第3の「基本理念」の(2)に中瀬委員がこだわられたと思うので、私の捉え方としては、熊野の原木市場で和歌山県の木を扱いましたと。原木市場が儲かりますと。その原木を三重県内の業者さんが加工し販売しましたと。三重県の木材産業に有効であったと。私、これはありだと思います。一方、先ほどの例で、桑名で木曽の木を使いましたと。木曽の原木市場で扱って、木曽で全部加工して、桑名で建てましたというと、それも建てる人にとっては木を使っていただくし良いんやけど、やはり少し熊野とは様相が違うかなというふうにも思ったりします。その隣県がどこなのかとか、そういうことが非常にややこしいというか、いろんな事例があって、人によってすごく捉え方も違うと思いますが、それで、正副座長や事務局にお尋ねしたいのですが、この(2)を削除しても、この条例の中に隣県は含まれますか。先ほどの熊野の原木市場は排除されないですか。桑名の例も排除されないですか。私はされないように思ったので、誤解を生むようであるならば、これを削除したらどうかと思ったのですが、何か影響があるのかを聞きたいです。

袖岡政策法務監

削除しても元々の「県産材をはじめとする木材」というふうなところが残るのであれば、近隣産材は排除されないというふうには考えますが、優先順位をつけるというふうな部分で、例えば外国産材と国内産材とが同じような位置付けになって、県産材だけが特にプライオリティが残るという状態になるのかなというふうには思うところでございます。

杉本委員

ということは、これがあることによって、やっぱり県産材が一番で、その次が隣県で、他の遠い国内、外国という優先順位が明確になるという意味がある条文ということですよね。わかりました。

山本(里)委員

中瀬議員がおっしゃることは本当にその通りだと思いながら悩んだところです。今まで議論されたことを本当にいろいろすごく考慮していただいて、これを作っていただいているというのがわかるのですが、「優先」という言葉が、条文としていろいろな含みを持ちながら読んだ人はそのように思うかもしれないですけれども、条文はやはりどこでも誰でも見たときにわかるようにしておかないといけないということで考えると、心配なことがやっぱりあります。

一つ、資料1の1枚目のところで、今まで既に県産材の利用促進については「三重の森林づくり条例」において扱っているからということで、今回「川下」の視点からということに注力したということになっているのですが、今まで「三重の森林づくり

条例」でやってきたけれども、その県産材については中々難しいということがあって ここに至っているのであれば、「川上」の立場もやはり「三重の森林づくり条例」を 補完する意味でなければいけないなと思います。ですから、優先順位をつけて施策的 なことには段階をつけるということであると、この文章では理解できますが、ただ、 その中でずっと隣県のこともありますが、最後の 10 ページの「木材の利用の促進」 のところで、順位は付けるけど最終的には全ての木材で外国産材も入ってくるという ことだとどうしてもなります。そのときに、今の林業の疲弊をもたらしているのは何 かというと、前も言わせていただいたし、視察に行ったときにそのようなお話も出ま したけれども、やはり外国産材が入ってきたことが、今をもたらしているとすれば、 ここをこういうふうなことまで広げていることの記述になると、やはりこれは林業を してみえる方にとっては容認しがたいというふうなことにならないか。今、その地産 地消ということをおっしゃいました。身土不二という言葉がありますが、食べ物も暮 らしていくことも全てその地域で、木の質として、熊野と美杉で、または、日本特有 の木と外材では、例えば、精神安定機能とか、私は専門的なことはわかりませんけれ ども、違うのではないかというふうに思っていますので、木はみんな一緒というふう にはならないのではないか。そして、北欧、カナダの木もあれば、南洋材もあります が、そのようなことを考えたときにやはり県産材というものと私たちとのつながりと いうものを大事に、国産材っていうものを大事にせなあかんし、前に言いましたけど、 CO2の問題でこれから目指していくところは、遠くから煙を吐いて持ってくること を今ここに想定することが、その兼ね合いからしてみても問題があり、気にはなりま

もう一つは、南洋の木がたくさん入ってきていますけれども、現地のその材木の関係で働いている人たちのいろいろな大変な状況というのを聞いています。国内の林業家の方も大変だと思いますが、そのような現地の搾取の部分などを考えると、南の国の森林荒廃を私たちが外材を輸入することで招いているとすれば、そこまでも思いをはせないといけないのではないかというふうにも片や思います。

県産材を促進するということは、県内の家を建てたりすることを促進するとともに、 林業者を応援して、そして生活していけるようにということを目標にもするのであれ ば、そこに手厚くしていくことで今は生産が大変しぼんでいるけれども木はあると。 そうしたら需要を増やすことで価格も下がってくるということを考えれば、オールラ ウンドでこれを進めることが、どうせ今作るのであればということですが、大変問題 かなと思いながら、一番私のネックになっているのは、その隣接している部分の本当 に隣接している山の部分の材木をどう扱うかということですので、そこのところを上 手に県内の事業者とすれば、その山が隣のところへ少し入っていても仕事をする人が 県内の人であれば、それを県内産という定義付けをできるようなことにすることが、 苦労していただいていることがよく読み取れるのですけれども、いろんなことを総合 的、俯瞰的に考えると悩みます。このままではちょっと大変かなと思います。

田中座長

ありがとうございます。ほかに御意見のございます方。

西場委員

今回の正副座長案は、前回からかなり修正されていますが、私は賛成いたします。それで、先ほどもいろいろと話がありましたけれども、対象を県産材に絞っていくか否かという点について重要と思うのは、「三重の森林づくり条例」が既に施行されており、県産材の利用促進を第 16 条に規定されていることです。先ほどから県産材振興の貴重な御意見が出ておりますが、本県の林業生産の現状と課題は、今 50 年生のスギを伐採して売ると立米 3,000 円で、立木単価が平均 1 本 450 円です。とても採算は取れない、いかんともしがたい状況です。この県産材対策は、切実な県政課題でありここに焦点を絞っていくということが本当に大事だと思いますが、県では既に「三重の森林づくり条例」の第 16 条に県産材振興を規定して取り組んでおり、木材の対象については、この先行する森林づくり条例とのリンクをどうしてゆくかが重要ポイントとなります。

それから、5つ目の「・」になりますけれども、木材利用方針について、素案では 法に基づく「みえの公共建築物等木材利用方針」とセットで規定されており、条例対 象をもしも県産材に限定することとなると法との整合が図れなくなるため、今回の木 材条例については、法と関連させて対象を広げていく方向で整理していったほうがい いと思います。

その次に、ウッドマイレージです。対象を広げた場合に、県産材が他県材や外材と 対等に扱われることは避けねばならないし、極力、県産材の優位性を強調していかね ばなりません。そこで今回、タイトルも変えて、前文や基本理念や利用方針の中に県 産材優位を記載したことは、これでよかったと思います。ウッドマイレージを条例に 規定したのは、多分、三重県が初めてだと思いますが、ウッドマイレージの効果とし て、最も期待するところは、外国産材を避けて地元木材を使う考え方の道具としてい きたいところです。それは現実的に外国材の需要は多分にあるので、全く外材を排除 するということはできないが、考え方として外材でなく国産材を使おう、国産の中で も県産を使おうという意識を高めるために、この運送距離の概念を定着させて、これ からの県民木材利用運動において有効に活用していきたいと思います。この条例を使 って県民の意識の醸成を図って、県民運動を展開して、木材の良さを広めて、そして 需要を拡大して、その中でこのプライオリティをつけて県産材の拡大にもつなげてい くというようなことで、「川上」から攻めてきている「三重の森林づくり条例」と、「川 下」から県民生活の中に木質を取り入れるというような県民運動も取り入れて、そし て、それをこの木材の需要拡大や県産材の拡大、林業振興につなげていくという2本 建てで進めていく方向付けをしてもらえればいいなと思っています。

また、隣接県の木材については、近距離ではあるが、県外産には違いがないところであり、県内産木材と対等ではないニュアンスを盛り込んでゆきたいと思っています。

この基本理念(2)のウッドマイレージの条文ですが、この「近接した地域にある森林から生産された木材の利用を優先的に促進すること等」と書かれていますが、これだと県内産と全く並びになります。先ほどからよく例に出される熊野で家を建てる場合に、地元の熊野市で生産された木と新宮で生産された木が、立地場所によっては新宮のほうが近い場合もありますが、そこは全く対等にするのではなく、対象にはするけれども、近接の地域にある材については優先的に利用することに努めるという表現に変えていただく方がいいと思います。例えば「近接した地域にある森林から生産された木材の優先的利用に努め」、そして「環境への負荷の低減に寄与するよう行われること」としていただければ、若干感覚的に県産材の優位性が位置付けられると思います。

田中座長

ありがとうございました。また検討させていただきたいと思いますけれども、ここで開始から1時間が経過をいたしましたので、換気のため暫時休憩をさせていただきます。再開は7分後、11時10分からお願いいたします。

(休憩)

田中座長

それでは、休憩前に引き続き検討会を再開いたします。 御意見がございます方、挙手をお願いいたします。

谷川委員

正副座長案を作っていただいて本当にありがとうございます。いろんな角度からの皆さんの御意見を、しかも聴き取りした方々の御意見も全部入っているのかなと思っています。

一つだけ私は気になるところがあって、この条例の対象についての資料 1 のところの書き方ですけれども、その条例の対象は「「木材」(外国産材を含む木材全般)」という書き方をしていただいているのですが、ここを「条例の対象は、県産材を最優先とする木材全般とする」というような書きぶりにしてもらったほうが、ここで外国産材がばっと前へ出てくるイメージがあるので、県産材を最優先とした木材全般とするというのでいいのではないかなと第一印象で思いました。

それで、近隣県産材という言葉ですけれども、先ほどから議論になっているところですが、県境に近い地域における隣接県産材というところはもう国産材でいいのではないかなと思って、やはり優先順位としては県産材が最優先ですよね。そのあと国産材、外材というような、先ほど横澤課長が言われたように2本建てですよね。この木を使いましょう、木材を使いましょうというこの気運を高めることがすごく大きな条例だと思います。この条例ができることによっていろんなところで三重県議会から議

提条例として、木を使いましょうっていうことをアピールしているということがやは りその1本目の1段目だと思うので、そこは木材全般でいいと思います。

ところが、県の財政措置をするところには、県産材であることが大切なので、先ほど中瀬委員もおっしゃったように、2段構えと横澤課長が言っていただいたのはまさにそのことだと思うのですね。木を使うことが何しろ大切なわけですから、その近隣県という言葉を全部取って「国産材」でいいのではないかというのが意見です。

これだけの正副座長案をまとめていただきましたので、これはもう会派に持ち帰って、それで会派の意見を集約してくるという段階でいいのではないかなと思うことも伝えさせていただきたいと思います。私は賛成の立場で言っております。以上です。

田中座長

ありがとうございます。ほかに御意見のございます方。

濱井委員

座長案を出していただきまして、ありがとうございました。よく考えていただいて、 我々の意見を入れていただいたなと私も思っております。基本的に私もこの座長案に 賛成でございます。

まず中瀬委員が言われました「財政上の措置」ですけれども、執行部の方からもお話がありましたように、貴重な税金を使っておるのでということを言われました。この条例素案の「第 13 木材の利用方針」 で「知事は、毎年一回、木材利用方針に基づく施策の実施状況について議会に報告する」ものとして、これは公表するということになっていますが、当然我々はこの施策についてしっかりと確認をしていかなければならない。それから、税をどのように使っておるかも含めて公表していただきながら、確認をしていくことになっておりますので、この点はしっかりしていくのではないかと思っておりますし、でなければいけないとも思っております。

それから、文章的なことで少し気になったところですけれども、例えば4ページ「第15 木材の利用の促進」(6)ですね。「県産材の魅力の向上の促進その他の県産材の国内外への販路の拡大に関すること」となっていますが、後段の「その他の県産材の国内外への販路」というのが、ちょっと書き方が誤解されるのではないかと。ですから、「県産材の魅力の向上の促進及び国内外への販路の拡大に関すること」で十分通用するのではないか。むしろこれのほうがわかりやすいのではないかと思います。

それから、全般的に見まして、例えば今の条項の中でも「魅力の向上の促進」と「の」が続いておりますので、「魅力向上の促進」、「魅力向上促進」といった形で「の」を抜いた方がいいのかなと。これは全般的に言えますので、もう少し見直しをしていただいて、文章を考えていただきたいと思います。

それから内容ですけども、西場委員が言われましたように、基本的にウッドマイレージの考え方に大賛成でありまして、山本里香委員も言われましたけども、やはり外材を使うことによって、環境面の悪い部分が出てきておるわけです。SDGSの話も

ありましたけども、SDGsのことはやはり生きているのではないかと、SDGsのことは取り入れないということになりましたけれども、30年の目標がありますが、例えば20年の目標も個別にはあったわけですが、それも達成されていない。そのような中で30年の目標が果たして達成されるかといいますと、おそらく達成されないでしょう。ただそれはあくまでも目標ですから、そのようなときにやはり環境とかそういった部分を将来的にもしっかりと守っていかないといけないということになると思います。外国もそうですが、日本においてもやはり環境は大事にしていかないといけない。これは森林を大事にしていくということ。それをすることによって、農林水産業、水、そういった部分にも大きく影響してくるわけですので、その部分はやはりしっかり考えていかないといけないなというところがあります。遠い外国から物を持ってくるということは、当然ながら輸送の問題が出てきますし、それから日本国内においてもそういう部分が出てくるというのもありますし、県産材をしっかり使って、この三重県の環境をしっかり守っていく。それぞれの国、それぞれの県がやはりしっかり守っていくということが大前提になってくるので、このことは守っていかないといけないと私は思います。

このタイトルですけれども、私も全く同感で、ここに「(外国産材含む木材全般)」ということをなぜ入れるのかというところがありました。先ほど谷川委員から言われましたように、県産材を最優先とする木材という形が私もいいかなと、こういうふうに思っておりました。これも大賛成であります。

この条例は2段構えで、木材一般を使う県民意識と言われましたが、まさしくその通りでありまして、この木材利用方針の中にもその旨がはっきり出ておりますし、啓蒙等もしっかりやっていかなければいけないという部分があります。そして、県としては、県産材利用はしっかりと独自でやっていく、これはもう当然の話でありますけれども、至るところに県産材を優先するということを入れていただいたということは、本当に大事なことだし、良かったなと私自身は思っておりますので、全体的に見て、この条例で私はいいのかなと思っております。

田中座長

ありがとうございます。

山本(佐)委員

まず、本当に大変なご苦労していただいて、まとめていただいた正副座長にはお礼を申し上げますとともに、中瀬委員のお話もここの議員は皆わかっていると思うんですが、もう一度最初の何故この条例を作ることになったかということを思い出すと、「三重の森林づくり条例」の第 16 条にも既に県産材利用の促進という条文があるにもかかわらず、何故、別建てで作るのかという議論があったかと思います。「三重の森林づくり条例」の「県産材の利用の促進」というのはあったけれども機能しなかったというのは、やはり木を使うということ自体の皆さんの県民の認識というのがまだ

まだ少なかった。だから、ここを一つ抽出して、県産材が使えるようになればもっといいですが、基本的にやはり木材の利用の促進ということにまずなったのだと、そういう議論があったと思います。従って、本当に皆さんおっしゃっているように、県産材ってなるのが一番ですけれども、その前に、いろんな材質がある中で木を使ってもらうということを今一度啓蒙活動すると。その中でいろいろ技術的に県産材に結局は絞り込んでいくような条文構成にしていただいているので、私はこの書きぶりというのは一番現実問題として実効性があるのではないかと思います。もし県産材だけに絞ってしまうと、本当に「川下」の建築業者とか、いろいろな業者さんにもかなり反発があったりとか、御不便を感じたりとか、そういう現実の問題も出てくるのではないかなと思います。やはりこの条例というのは県民みんなのための条例なので、最大公約数のところを取りつつも、丁寧に読むと、県産材優先であることがちゃんとわかりますので、何か後々問題になってもそういった条文、県産材を優先するという条文解釈が真っ向からできる書きぶりになっていますので、私はこれでまずは皆さんの意見を聞くことが前に進む方策なのではないかなと思います。以上です。

田中座長

ありがとうございます。

この「条例の対象について」、また「具体的政策に関する規定について」、いろいろ 細かい文言修正等の御意見も出ましたが、中瀬委員、文言修正について御意見がありましたらお願いいたします。

中瀬委員

皆さんが言われるように、思いは、県内産を最優先に使っていきたいというところ があるとは思います。そうは言うものの、例えば条例の名称についてもそういう書き ぶりではないところがある。例えば、「三重県産材を最優先と考えながら、木材の利 用を促進する条例」とか、本当に全ての木材を促進していくということになっていけ ば、解釈の仕方だと思います。少し逸れた考えでいけば、「木材ということで安い木 材を使った。この条例にのっとっているから補助金を出せ」ということも可能になっ てくる。今、谷川委員が言われたように、近隣という考え方じゃなくて、県内産と国 産っていう考え方のほうが僕もまだいいとは思います。桑名にとっては岐阜県が近い し、三重の南部の木を使うよりも岐阜県の木のほうがいいわけですが、県内産を最優 先にするということが常に頭にあれば、例えば、条例に基づいて県が補助する金額に ついても、 県内産であれば 100、 国内産であれば 50 というふうな規定が盛り込めると 思いますが、「木材を」となっているだけだと、何で県産材と県外産材で分かれるの かという発想にもなってくるので、そういうところが明確になれば納得ができると思 います。今で言うと、「三重県産材をはじめとする」というものが「木材」となって くると、やはり、それは物の捉え方で判断が人によって違ってくるので、その辺が明 確にわかることが必要かなというふうには思います。

田中座長

ありがとうございます。

中森委員

正副座長案、ご苦労されて、賛成の立場でコメントを申し上げたいと思います。中 瀬委員からいろいると御心配な点、ごもっともなところだと思います。

条例の名称につきましては、「三重県県産材はじめとする木材」となりますので、 当然誰が読んでも県産材を優先するような内容というふうに一般県民は受け止める のではないかと。前文を読んできちっと「木材」の定義を「県産材をはじめとする木 材」としていただいていますし、何よりも前文の最後に「木材、その中でも特に県産 材を優先して利用する社会を実現することを決意し、この条例を制定する」と、謳っ ていますので、どなたが読んでもこの条例は県産材を優先するということが明確であ るというふうに理解できると思います。

ただ、資料1があるがゆえに、今までの過程の定義の中にいろんな外国産が出てきたり、近隣がでてきたり、ウッドマイレージの考え方などいろいろ出てきていますが、これは条例に直接入ってこないので、資料3が全てかなというふうに思っております。だからそう心配しなくても、県産材を優先する条例であるというのは明らかではないかなというふうに思うところでございます。

その上で、やはり「川下」から見た条例ということでございますので、既に「川上」のほうは既存の条例の中で優先されるものの、現状が「川下」のほうの需要が応じてないということが現実であるから、今回は「川下」のほうにしっかりと県産材を見つめ直して、県産材を利用してほしいという趣旨の条例だということでありますので、これは木造・木質化が進めば進むほど、県産材に大きくプラスになるのではないかなと、一歩でも前進していくのではないかなと。そうなってくると、「川下」のほうが使っていただくと「川上」のほうの供給が追いついていくと、このように連動していきながら、かつ、単価についても県産材の需要が増えれば、少しでも安くなっていくのではないかと。その後、さらに循環が作用して、県産材の利用がどんどん進んでいくと、こういうような条例になってほしいなというふうに期待をするところでございます。

1点だけ少し内容で細かい話になりますけれども、最後の10ページ「第14県の率先利用」の中で、このままでもいいかなと思いながら少し気になるのは、「県は、その整備する公共建築物において、木材利用方針で定めるところにより、原則としてその主要構造部その他の部分において、県産材を使用するものとする」ということで、はっきりとしておりますが、鉄骨造とかコンクリート造で、主要構造部に木を貼ればよいという程度のことになってしまうといけないので、やはり原則として「木造・木質化」に努め、その主要構造物に県産材を使用すると、「木造・木質化」をきちっと入れていただいた方がもっとわかりやすい、その上で、主要構造部その他の部分に県

産材を使用すると。これのほうがより具体的にわかりやすいのかなと気になったところがその点でございます。

あとはしっかりと施策のほうも具体的に書いてございますので、付け加えれば、例えば災害時の仮設住宅やら、いろんな工作物についても具体的に何かインパクトをしていくようなところもあってもいいかなというふうに思いましたので、これは参考になりますけども、一歩でも進みやすいのかなというふうに思いました。

そろそろ各会派にお持ち帰りいただいて、それぞれ詳細なところを全議員に知らしめていかないと、我々だけでもここまでの話ができていますので、もうその段階に来ているんではないかなと思いました。以上です。

杉本委員

前文と条例の名称のところですけれども、私はやはり県民の皆さんにまず木を使ってもらいましょうと、ビニールクロスではなく、石油製品ではなくて、木を使ってもらいましょうというのが、この条例によって県民にアピールできる力を持つといいなと強く思っています。

それで、先ほども少し袖岡政策法務監も言われましたが、条例の名称、愛称という言葉も使われたので、その辺りのところをどこかで1回議論をする場がほしいということが一つと、それから前文のところですけれども、SDGsというのはこの後何年使われるか疑問であると思っていますですが、脱炭素宣言 2050 というのは、国のほうも県のほうも「2050」と明記してやっているので、脱炭素宣言 2050 ということを前文辺りに位置付けると、アピールする力が出るのではないかなという意見を持っています。

それから、前文の中に「暮らし」という言葉と、「生活」という言葉と、「人生」という言葉が混在しています。おそらく事務局のほうは考えて使ってらっしゃるのかもしれないですが、少しそこは精査したほうがいいかなと思います。条文の中にも「暮らし」と「生活」が混在しますので、その辺り1回整理するほうがいいかなと思います。

それから、前文の文章を少し切ったほうがいいのではないかと思うところもあったりするので、細かいところですので今度でいいですが、逐条解説になるのか、ウッドマイレージの考え方と、木の文化の考え方をしっかりと書き込んでおく必要があるというふうに思っています。

それから、海外の木のことですけれども、皆さんのおっしゃる通り、使うことを意図してはいないが、法的に制定するに当たっては、そのことは曖昧にはできないと思うので、条文には書き込まないけれども、やはり逐条解説なりに条例の対象範囲はちゃんと書いておくべきだというふうに思います。

田中座長

ありがとうございました。

それでは、「条例の対象について」、また「具体的施策に関する規定について」は、 修正させていただいて、次回また御協議をいただきたいと思います。

これまでに条例の素案について、いろいろと踏み込んではいただいておりますけれども、改めて条例素案についての協議をお願いしたいと思います。今回お出しいただく御意見を反映させて、次回検討会で条例素案として確定させ、条例の中間案作成に向けた各会派及び執行部からの意見聴取を進めていきたいと考えております。

まずは条例素案について執行部から、実務的な観点等から御意見があればお願いいたします。

横澤課長

内容的には特段意見ございません。今回、附則を追加していただきまして、方針について来年 10 月 1 日施行としていただいております。年度明けてから条例上の義務ではないにしても、方針の策定に当たって議会にも報告を随時上げなければならないということを考えますと、このタイムスケジュールは大変ありがたいというふうに考えております。以上です。

田中座長

ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから条例素案について意見、御質問等があれば発言をお願いいたします。

中瀬委員

今までも県内産ということが随分言われていますので、「第 19 財政上の措置」というところがありますが、これは県が金を出すというところになりますので、木材の利用じゃなくて、やはりこれは県産材の使用については措置をするということのほうがいいのではないかなというふうに思います。

田中座長

ありがとうございます。先ほどの中瀬委員の意見に対しまして、ご意見のあります 方。

中森委員

定義で「木材」というのは県産材を中心としている。こういう定義なので、県産材を中心とした財政上の措置に決まっていると思います。県産材以外のものに財政措置することはできないでしょう。

中瀬委員

言い方で、例えば一般住宅を建てるときに、木材を利用するということは県以外の 木材も利用する。もしそのことに県が財政上の措置をするということになれば、県内 以外の木材の入った家に対して措置をするということになる。そのことが問題である と僕は思います。

中森委員

そんなことは絶対にあり得ないと思います。あり得ないというのは「木材」というのを「県産材をはじめとする木材」と定義しているわけで、県産材以外の木材に財政上の措置を講じるということは条例違反と思いますが、どうですか、執行部。

横澤課長

「優先して利用する」なので、条例違反かと言われると、違反とまでは中々言いがたいのかなというふうに思いますけれども、当然予算についても、議会の審議というものは経ますので、今回お作りいただいた条例の趣旨から逸れたような予算というのが議会で承認されるということはあり得ないのではないかというふうに思っております。以上です。

杉本委員

施策は住宅への補助だけではなくて、例えばPRのための新聞広告であったり、イベントやったりいろんな施策が入るので、そのときにやはり木材を利用しましょうという部分も入ってくるでしょう。先ほど中瀬委員が「安い木を使えというのもありになってしまう」といったことを言われましたが、私はそれもありだと思っています。今、スギは安いです。塩化ビニールのクロスではなくて、県外産材で安く入ってきたから木を使おうと、県民の皆さんに暮らしの中にもっと木使ってよというのが今回一番私は大事なところだと思うので、その中で県産材が伸びていくという考え方なので、施策、PRは、「県産材を使え」ということだけではなくて、「木を使ってよ」というところも入ってくるので、ここは木材の利用だと思うし、大きな補助金を使って、住宅とかができるかどうかわかりませんけれども、そういうところはやはり県産材になるっていうのは条例の趣旨なので、そこの心配はないと思います。

中瀬委員

「県産材をはじめとする木材」が「木材」なわけですよね。だから木材をPRするのに県予算を使ったら、県産材以外も入っているわけですよね、もちろん。アピールするのに使いましょう、木材を使ったらいいですよ、これはいいと思います。ただ、県が財政上の措置をするときに、「木材」ということだけにしたら、県外の木材も入るのではないですかと僕が言ったところ、中森委員は「それは入らない」と言う。入らない理由を教えてください。

中森委員

補助金の種類によります。補助金で内装に木を使って木質化する場合に、県産材を

使えば、補助金の割合は 10 分の 10 であったり、県産を使わないのであれば 10 分の 5 であったり、外国産は 0 とか、そういうふうにはっきりと区分した補助金の内容に すればいいわけで、県産材でないといけないということであれば県産材のみという条例にしたらいいし、県産材以外の木材に使うということも含む補助金をつくれば、そのときに議論をして、やはり床は木を使いましょうと。しかし、これはブナとかスギでは床はできへんので、補助金は低いよということで、県産材を使えば補助率は 100%。このようなウエイトができると思うけど。

中瀬委員

「第 19 財政上の措置」で書いてある文言を見た場合のことを言っているのです。中身について具体的なことを書き表すのであれば、今のでいいと思います。家を建てるとき 50%は県内産を使ってください。そのことに対しては補助率が 100%、3 割だったら 70%ということを謳えばいいと思いますが、この文言だけを見ていると、木材の利用に対して補助が出るとなっているので。

中森委員

これは条例なので、その程度しか書けない。

中瀬委員

それでいいのかなという思いがあります。

西場委員

この「第 19 財政上の措置」は木材利用条例ですので、木材全般にかかってくると思います。県産材条例にすれば、当然県産材に対する財政上の措置になると思いますが、この条例素案では県産材以外も含めるので、それは当然木材全般が対象になっていくと思います。

本県では、既に先行して、県産材の条例があるわけです。だから、県産材を使った住宅に補助する施策は、今の「三重の森林づくり条例」第16条の関連となっている。今度の木材条例の中に、県産材取組みの規定を入れていく場合に、重複する内容の条例になりますから、「三重の森林づくり条例」第16条と新しい木材条例との関係性やリンクをどうしてゆくのか、対応が難しくなると思われます。繰り返しになりますが、現在、17、8県で先行して木材条例ができていますが、先に県産材条例があって新たに木材条例を作るというのは、おそらく三重県だけだと思います。本県では、既に「三重の森林づくり条例」で県産材の振興を規定していますから、この木材条例では、また別の角度からの木材政策条例にしていくべきであり、県産材だけではなく、幅広い形で木材全般に対象を広げていきたいと思います。

外国産木材はできたら排除したいと思いますし、皆さんもそうかなと思いますが、 先行の 17、8 県の中で外国産材を含めているのは秋田県だけです。しかし、秋田県は、 外国を含めておきながら、秋田杉に強くこだわった施策が行われております。また、広島など5、6県については、国産材を対象にしています。その他の12、3県は、県産材が対象となっています。そこで、本県では「三重の森林づくり条例」が既に先行していますので、その点を考慮して、幅広い対象にしていかざるを得ないと考えますが、袖岡政策法務監や横澤課長に教えていただきたいことは、外国産を排除していくことについて、WTO関係の制約があると思われますが、その点は可能ですか。

袖岡政策法務監

WTOの条約の関係で、外国産材を排除するというのは難しいと考えております。

今井委員

理想と現実はあると思います。当然、皆思いは一緒であると思います。県産材をしっかりと利用促進していきたいという思いがあると思います。僕、住宅販売をしていましたが、外国産材を使わないといけない気密性が求められる需要というのがどんどん変わる中で、今まで過去からの歴史の中でいろいろあったと思います。理想を現実にしていくために僕は今回の、冒頭も言いましたけど、条例があって、そこにやはりより県産材をしっかりと使っていってもらうと、使えるような技術開発や人材の育成や理解促進、そういったことをしていくことがとても重要であると、そのように思っております。

この「財政上の措置」のところでの「木材」のことについてですけれども、「第 15 木材の利用の促進」のところで、県は必要な措置を講ずると。(1)から(3)まで木材の利用促進に関すること、建築物以外の分野における木材の利用の促進、ここの木材っていうのは木材全般なので、県外産や外国産材というのも入ってくるだろうと思いますが、県が財政上の措置をすることに関して、事業を作り上げて、そして議会に提案してくる。議会の方で環境生活農林水産常任委員会だけではないかもわかりませんけれども、そこで審議をして、県民の大切な税金の使われ方としてどうなのかということを我々も審議させてもらえる。そういった場面を持たせていただく、その権限を、県民を代表して持たせていただいております。

今回この条例検討に当たっては、ほとんどの会派から人が入ってもらって、お1人またしっかり説明して御理解いただかないといけないとは思いますけれども、そういった中においては、確かに条文上でこうなっていますので、外国産材まで措置できるというふうに解釈もできると思いますが、現実問題として県が木材利用促進の施策を打っていくときに、当然西場先生も言ってもらったように、「三重の森林づくり条例」もある中において、県産材というものを本当に優先的に利用促進するための様々な事業の提案が議会へ来ると思いますので、そこで逆に言うと、自分たちは議会としてしっかりと議論をして、税金の使われ方としてどうなのかということを決定させていってもらう議決権というのを持たせていただいていますので、そこでしっかりと対応していけばいいと思います。間違っても外国産材を推奨するようなことはないと考えて

おりますし、解釈の仕方でいろいろあるとは思いますが、現実問題としては中瀬委員の言われることが私たちも本当に心配な点でありますが、現実としてそれらのところに県民の皆さんのいただいた税金が投入されるということはほぼないし、ないようにするのも我々議会という場が決定権を持たせていただいておるので、そういった意味で理解を僕はしたいなと思っております。

それで理想と現実と言ったのは、僕、外国産材を推奨しているわけではないです。 ただ、やはり一時期気密性をすごく求められる時代があって、そのときの技術、単価、 様々なことから外国の集成材を使わざるを得ないとか、どういった需要があるか、何 が求められるかというのは本当に年々変わっていく部分がありますので、今回のこの 条例でやはり県産材の利用の促進というのを県民挙げてオール三重で進めていこう という部分において、現実のものとしていくための「三重の森林づくり条例」と相ま って、この条例、起爆剤的なものかなというふうに思いますので、その辺りで私自身 は理解していきたいと思っております。

あともう1点だけすいません。各会派に、この後の議論になるのかわかりませんけれども、持ち帰って皆さんの御意見を聞くときに、「三重の森林づくり条例」も今一度改めて見ていただかないといけないのかなというふうに思います。特に、第 16 条で「県産材の利用の促進」とありますが、第 12 条から第 15 条までに様々な森林所有者、森林のため、林業事業者のための支援というものが書かれておりますので、この辺りのところは今日の説明にもあって、こちらで入っている部分に関しては重なっていない部分も今回の条例の素案にはあると思いますので、今一度この「三重の森林づくり条例」とこれが、この条例ができて三重県民の皆さんに提示するときもこの 2 つを併せてやっていかないといけないのかなというふうに思っておりますので、その辺また各会派への持ち帰りの仕方ということに関して正副座長で一度お考えいただければと思います。

田中座長

わかりました。ありがとうございます。 袖岡政策法務監、よろしいですか。

袖岡政策法務監

前々回にお示しした資料で、対象をこうした場合にはこういうメリット、デメリットがあるという資料3という形でお示しをしたものでございますけれども、要はWTOの協定の関係で内外無差別というふうな原則がございまして、国内産はいいけど国外産は駄目とするのはまずいというふうなところがございます。ですので、国の法律でも当然差別はしておりませんし、県の場合でも同じでございます。

ただ、条例でございますので、県内産というふうな形で区切るとか、県内産プラス 近隣とかっていうふうな形で区切るのは、それは構わないとは思いますが、国内と国 外とで差別するのは問題があるだろうというふうに考えておりまして、実際、他県で もそういう例はないのが現状でございます。以上でございます。

田中座長

ありがとうございます。もう時間の方がまいりまして、これだけはという方。

西場委員

外国産を使わないことは、今の建築事情の中では容易にできませんが、この条例の対象から外すということになれば、検討には値するかなと思います。しかし、ウッドマイレージの記述とも関係すると思っておりまして、もし外国産材を外すのであればこのウッドマイレージはあえて入れなくてもいいと思います。

また、理念(2)のウッドマイレージの部分について、この理念の条項でなく別の条項を設けていくことはできないか検討していただきたいと思います。

それから、前文の中に、「住宅や社屋への木材の利用」とありますが、これは住宅 と社屋の2つに限定せずに、「など」を入れていただいた方がいいと思います。

最後ですが、資料1で、上から3つ目に森林組合連合会の意見聴取の報告があります。森林組合連合会の意見聴取で県産材にプライオリティを置いてほしいとの意見があったのは事実であります。しかし、その後、森林組合連合会関係者と度々意見交換しましたが、やはり連合会としては何とか県産材に絞ってやってほしいのが本音であり、第1の要望であることを念頭にして条例作成を進めてほしいのが本音ではあるが、現実的かつ総合的判断の中で、対象を木材全般にしていくのであれば、県産材にプライオリティを置いて条例をまとめてほしいと述べられたところであり、あくまでも、森林組合連合会の方から積極的にプライオリティを要望したのではない事を強調されていましたので、この場で報告をさせていただきます。

田中座長

わかりました。ありがとうございます。時間がまいりましたけども、これだけは何としても言いたいという方がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

濱井委員

例え話をするのはおかしいかもしれませんけれども、国として木材全般に補助が来たときに、県としてはどういうふうに対応するか。やはりこの条例に基づいて、県産材を最優先するということなので、比率の率のことが出てくるかわかりませんが、やっぱりその補助は県が考えるものと同じように、ここはしっかりと押さえて、議会でもそれを議論しながらしっかりと承認をしていく。その後、公表もし、精査もするというやり方をやっていかないといけないわけです。

それともう一つは、この条例ができたときに県民がどういうふうに思うか。木材全般だから外国産を使ってもいいのではないかと。それに対して補助を出す場合に、なんでうちはいけないのかというようなことにならないように、しっかりと我々も見定

めながら議論して、その補助を出す場合には、みんなでそこら辺を考えてやっていかなければいけないと思うと同時に、県民に対しての周知、啓蒙といったものを、はっきりと表明していかなければいけないというふうな感じはしております。

田中座長

意見でよろしいですか。そのようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、皆さん方からいただきました御意見を反映させた条例素案を次回検討いただきたいというふうに思います。

最後に、次回の第 16 回検討会について御協議願います。次回は直近となりおそれいりますが、12 月 4 日(金)の本会議散会後、16 時を目途に今回の委員の意見等を反映させた条例素案の検討をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の議題は以上です。ほかに委員の皆様方から御意見がございましたら、発言を お願いいたします。

よろしいですか。それでは、これで本日の会議を終了いたします。なお、この後、 委員協議を行いますので、委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は、 退室をお願いいたします。